

今月号の最終面で、日南町立旧福栄小学校の木造校舎の話題を取り上げています。
 高度経済成長期以降、鉄筋コンクリート造りの校舎や建物が多く、当たり前のものとなっていました。
 そして現在、国レベルでも木造建築物の活用について再度見直す動きが出てきています。
 公共建築物に積極的に木材を使用していく取組について調べてみました。

公共建築物等木材利用促進法について

法律の概要について



この法律は、木材の積極利用による森林・林業の再生を実現する事を目的としています。

国が関係する公共建築物について、「可能な限り、木質化木質化」に取り組むように定めた法律です。また、地方自治体や一般企業にも出来る限り国の方針に則った木材利用を行うように促しています。2010年10月に「公共建築物等木材利用促進法」として施行されました。

このような措置は、全ての公共建築物に一律に木造化、木質化を義務づけるものではありませんが、国が率先して木造化、木質化に努め、必要な施策を総合的に展開すること等により、公共建築物以外の建築物も含めて広く木材利用の拡大を目指しています。